

## 第5章 水位等の観測、通報及び公表

### 第1節 水位の観測、通報及び公表

#### 1 水位観測所

町内の水位観測所は、北海道開発局管理の水位観測所が4箇所、道管理の水位観測所が2箇所あり、町に關係する水位観測所は、北海道開発局管理の水位観測所が隣接市町に4箇所、道管理の水位観測所が1箇所ある。

詳細は、次のとおりである。

観測所名	河川名	位置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位 (特別警戒 水位)	計画高 水位	所管
千代田	十勝川	字明野130-1地先 (千代田大橋)	13.10m	14.30m	—	—	17.76m	開発局
十勝中央 大橋	十勝川	字千住 (十勝中央大橋)					27.65m	開発局
千住12号橋	途別川	字千住452地先 (千住12号橋)	23.80m	24.60m	25.70m	26.70m	27.22m	開発局
途別川	途別川	字途別130地先 (六間橋)	46.25m	46.87	47.30m	47.91m	48.48m	北海道
止 若	猿別川	本町109-1地先 (止若橋)	15.60m	16.10m	18.60m	19.60m	20.54m	開発局
猿別川	猿別川	字糠内245-3地先 (巖 橋)	64.06m	65.05m	—	66.02m	—	北海道 (通報)
札 内	札内川	帯広市東13条南8丁 目地先(札内橋)	34.50m	35.10m	—	—	37.15m	開発局
南帯橋	札内川	帯広市愛国町 7号地先(南帯橋)	76.60m	77.40m	—	—	79.31m	開発局
第二大川橋	札内川	帯広市大正町 本町(大川橋)	102.20m	102.80m	103.50m	104.20m	104.96m	基準観測所 開発局
帯 広	十勝川	帯広市大通北2丁目 2-2地先(十勝大橋)	34.20m	35.20m	36.80m	37.40m	38.26m	基準観測所 開発局
当縁川	当縁川	大樹町美成 330-2先	7.01m	7.70m	—	8.47m	8.47m	北海道 (通報)

#### 2 潮位観測所

本町に關係する潮位観測所は、北海道開発局管理の潮位観測所が十勝に1箇所ある。

港 名	管理者名	位置	種 別	備 考
十勝港	開発局	広尾郡広尾町会所前4丁目44番地先	潮 位	TP+2.628m

#### 3 水位の通報

道及び北海道開発局は、所管する観測所の水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位を国土交通省「川の防災情報」、「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより關係機関（町）に通報するものとする。

なお、道の水位の通報は、北海道が所管している観測所のうち、本節1水位観測所の所管欄に「(通報)」と記載されている観測所(以下「通報対象の観測所」とする)について適用されるものとする。

図5-1-1 水位等通報系統図(国・道)

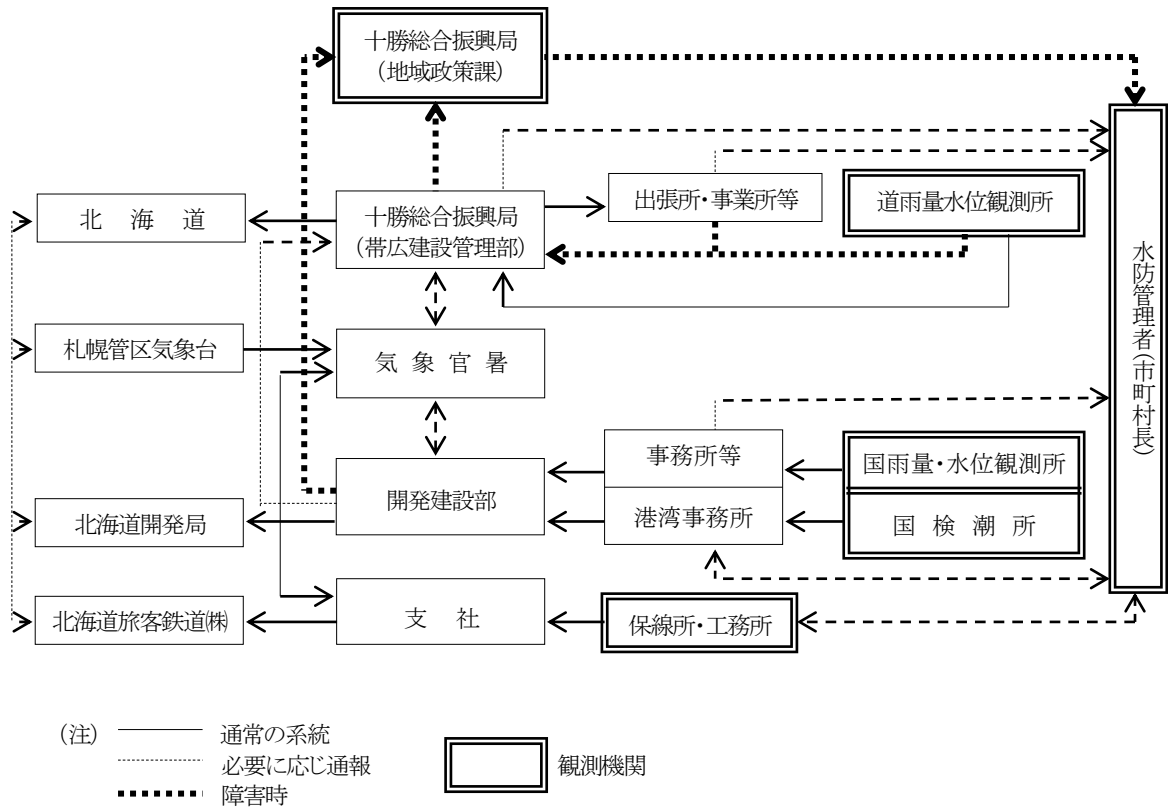
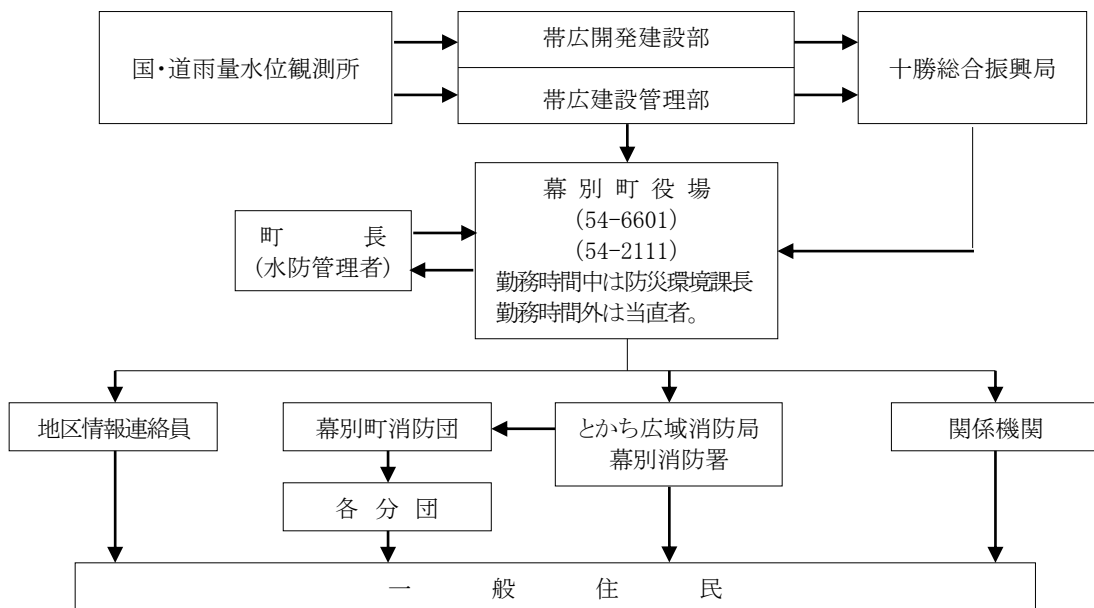


図5-1-2 水位等通報系統図(必要に応じ避難勧告等と合わせて住民周知する場合)



## 4 水位の公表

道及び北海道開発局は、管理する観測所の水位のデータを国土交通省「川の防災情報」及び市町村向け「川の防災情報」ホームページに掲載することにより常時公表するものとする。

情報システムによる河川水位の観測情報は、最短10分ごとに速報値として更新されている。

法第12条第2項の規定により、水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときの公表は、前記ホームページに「河川名・水位観測所名・所在地・水位状況等」を掲載することにより行うものとする。

## 第2節 雨量の観測及び通報

### 1 雨量観測所

町内の雨量観測所は、北海道開発局管理の雨量観測所が1箇所、気象庁管理の雨量観測所が1箇所ある。

詳細は、次のとおりである。

観測所名	水系名	河川名	位置	所管
中里	十勝川	猿別川	字中里153	開発局
糠内	その他	その他	字五位	気象庁

### 2 雨量の通報

気象庁及び北海道開発局は、所管する観測所の雨量を国土交通省「川の防災情報」及び「市町村向け川の防災情報」ホームページに掲載することにより関係機関に通報するものとする。

ただし、システムに障害が発生した場合は、通報するものとする。

### 3 通報系統

前節「3 水位の通報 図5-1-1 水位等通報系統図」に従って通報し、やむを得ない理由により、この系統によりがたい場合は、あらゆる手段を尽して迅速確実に通報する。